

名豊観光株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作る事によって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年11月1日～平成32年4月30日までの 2年間6か月

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてパンフレットを作成のうえ社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 平成29年11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成30年4月～ 制度内容等について社内広報誌などにより従業員に周知

目標2：育児休業の制度について従業員にパンフレットを配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成29年11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成30年4月～ 制度内容等について社内広報誌などにより従業員に周知

目標3：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成30年1月～ 研修内容の検討
- 平成30年4月～ 研修の実施

目標4：育児休業の取得を促進するために、育児休業中の給与について、一部、有給での育児休業が取得出来る制度を導入する。

<対策>

- 平成29年11月～ 従業員のニーズの把握、検討開始
- 平成30年2月～ 制度の導入、社内広報誌などによる従業員への周知

目標5：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成29年11月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成30年1月～ 相談員の研修
- 平成30年4月～ 相談窓口の設置について社員へ周知

目標6：年次有給休暇の取得を促進するために、年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。

<対策>

- 平成29年11月～ 従業員のニーズの把握、検討開始
- 平成30年4月～ 制度の導入、管理職研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標7：小学校入学前までの子を持つ従業員からの申請があった場合に所定外労働を免除する制度を導入する。

<対策>

- 平成29年11月～ 従業員のニーズの把握、検討開始
- 平成30年4月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知